

「島根県いじめ防止基本方針」改訂 パブリックコメント回答について

意見	回答
I 基本方針の追記・修正要望	
1 「子どもの権利に関する条約」に関するもの	
<p>(1) はじめにの12行目に以下を追加 (P 1)</p> <p>しかしながら、いじめが見えにくいところで継続する場合、いじめられている子どもが無理して登校し続けることは、命にもかかわる重大な結果をもたらす。子どもには、命を削ってまで学校に行く必要はなく、学校を休む権利(子どもの権利条約)があることを知らせ、当該学校からは距離を取ることを保障すべきである。子どもがいじめによって命を絶ったり、精神的に病んでしまうことは、何としても避けなければならない。</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章3(3)③「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」(P 17)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(2) はじめにの19行目「この県の基本方針は、」の後に以下を追加 (P 1)</p> <p>子どもの権利条約に照らして子どもの最善の利益を図るべく、</p>	
<p>(3) 第1章1の9行目「認識しつつ」の後に以下を追加 (P 2)</p> <p>学校を休む権利を保障すると共に、学校を子どもにとって安全な場とするために</p>	
<p>(4) 第1章4(4)の4行目「いじめを受けた場合には、」の後に以下を追加 (P 4)</p> <p>学校を休むことも含め、</p>	
<p>(5) 第1章4(6)の5行目「人権問題に関する」の後に以下を追加 (P 5)</p> <p>子どもの権利条約の学習をはじめとした</p>	
<p>(6) 第2章2(5)の4行目「学習機会の提供等」の後に以下を追加 (P 7)</p> <p>子どもの権利条約にいう子どもの意見表明権や休む権利等についての</p>	
<p>(7) 第2章3(1)の3行目「人権教育」の前に以下を追加 (P 8)</p> <p>子どもの権利条約の学習等の</p>	
<p>(8) 第2章3(1)の10行目「実践事例の提供や」の後に以下を追加 (P 8)</p> <p>子どもの権利に関する教育や</p>	
<p>(9) 第2章3(5)の最終行の後に以下を追記 (P 9)</p> <p>耐え難いいじめが続く場合は、学校を休む権利があること、学校が安全でないときは、学校を休み、安全な家庭や居場所に避難することができることを、児童生徒・保護者に周知する。</p>	
<p>(10) 第3章3(1)②の3行目「環境づくりに生かす」の後に以下を追加 (P 15)</p> <p>但し、個人情報保護に配慮し、必ず児童生徒・保護者の確認をえること。特に、子どもの権利条約・子どもの意見の表明権に留意。</p>	
<p>(11) 第3章3(3)①2)の6行目「被害児童生徒の」の後に以下を追加 (P 16)</p> <p>安全を図り、支援を継続するため、場合によっては、学校を休むことを勧め、</p>	
<p>(12) 第3章3(3)③「心のケア等の対応も行う。」の後に以下を追加 (P 17)</p> <p>その際、耐え難い苦痛を感じる時は、無理して学校に行く必要はない。安心して休む権利があることを伝える。</p>	
<p>(13) 第3章3(4)⑥の2行目「法の趣旨」の前に以下を追加 (P 19)</p> <p>子どもの権利条約に関連させつつ、</p>	
<p>(14) 第3章4(3)の5行目「その心情の理解や・・・」の前に以下を追加 (P 19)</p> <p>子どもの意見表明権を尊重するとともに、</p>	
<p>(15) 第3章4(3)①の最終行「継続的なケアを行い」の後に以下を追加 (P 19)</p> <p>場合によっては休む権利を保障すると共に、</p>	

意見	回答
<b>2 「幼児期の取組」について</b>	
<p>(1) 第2章2(6)の最後の一文を削除し、以下を追加 (P7)</p> <p>何よりも大切なのは、幼児期にしっかりと保護者が愛情を注ぐことであり、それが可能になるように、親・保育士をサポートすることである。</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章2(6)「幼児期の取組」(P7)を加筆・修正することにしました。</p>
<b>3 教職員による不適切な対応について</b>	
<p>(1) 第1章3(1)の17行目「大人社会における」の後に以下を追加 (P3)</p> <p>教員暴力</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章3(4)①「組織的な体制整備」(P18)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(2) 第3章3(3)⑤の2行目「大切である。」の後に以下を追加 (P17)</p> <p>教職員によるいじめ・暴力・セクハラ等不適切な対応がないかを確認する。</p>	
<p>(3) 第3章3(4)①の3行目「取り組む。」の後に以下を追加 (P18)</p> <p>教職員による不適切な対応がいじめやいじめを深刻にする要因になっていないかを確認する。</p>	
<p>(4) 第3章3(4)⑤の最終行「作成を行う。」の後に以下を追加 (P18)</p> <p>教職員が児童生徒に対する体罰・暴言・わいせつ・セクハラ等の非違行為がないかどうか、それがいじめの背景・要因となっていないか、確認する。</p>	
<b>4 民間団体、関係機関等との連携に関するもの</b>	
<p>(1) 第1章3(5)の4行目「民生児童委員協議会」の後に以下を追加 (P4)</p> <p>当事者団体(親の会、自死遺族の会)、チャイルドライン、居場所、オンブズパーソンなどの民間団体等</p>	<p>(1)～(12)について ご意見の趣旨については、個別具体的な名称を「民間団体」とした上で、以下のところを加筆・修正することにしました。</p>
<p>(2) 第1章4(5)の4行目「けいさつ・いじめ110番」の後に以下を追加 (P5)</p> <p>チャイルドライン等</p>	<p>第1章3(4)「地域や家庭との連携」(P3)</p>
<p>(3) 第2章1(1)の5行目「職能団体や」の後に以下を追加 (P6)</p> <p>当事者団体、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等の民間団体により構成される</p>	<p>第1章4(5)「児童生徒」(P5)</p>
<p>(4) 第2章2(1)の8行目「相談箱の設置」の後に以下を追加 (P6)</p> <p>親の会、チャイルドライン、オンブズパーソン等</p>	<p>第2章1(1)「関係機関と連携を図る組織の設置」(P6)</p>
<p>(5) 第2章2(1)の9行目「市町村」の後に以下を追加 (P6)</p> <p>民間団体等</p>	<p>第2章2(1)「通報及び相談体制の整備」(P6)</p>
<p>(6) 第2章2(1)の最終行に以下を追加 (P6)</p> <p>民間の当事者団体、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等を相談窓口として周知させる。</p>	<p>第2章2(7)「学校と地域・家庭との連携協働体制の構築」(P7)</p>
<p>(7) 第2章2(7)の2行目「スポーツ少年団や」の後に以下を追加 (P7)</p> <p>当事者団体、親の会、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等の</p>	
<p>(8) 第3章2「外部専門家」の後に以下を追加 (P14)</p> <p>や当事者団体・居場所・チャイルドライン・オンブズパーソン等の民間団体</p>	<p>第3章2「いじめの防止等の対策のための組織の設置」(P14)</p>
<p>(9) 第3章3(3)③「外部専門家」の後に以下を追加 (P17)</p> <p>や当事者団体・親の会、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等の民間団体の</p>	<p>第2章2(7)「学校と地域・家庭との連携協働体制の構築」(P7)</p>
<p>(10) 第3章3(4)④の2行目「地域の関係団体等」の前に以下を追加 (P18)</p> <p>当事者団体・親の会、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等のその他</p>	<p>第3章3(3)③「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」(P17)</p>
<p>(10) 第3章3(4)④の2行目「地域の関係団体等」の前に以下を追加 (P18)</p> <p>当事者団体・親の会、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等のその他</p>	<p>第3章3(4)④「地域や家庭との連携及び保護者への支援」(P18)</p>

意見	回答
(11) 第4章2の5行目「関係機関の紹介」の前に以下を追加 (P21) 当事者団体(親の会・遺族の会)、居場所、チャイルドライン、オンブズパーソン等の民間団体を含む	第4章2「専門的な知識を有する者の確保等」(P21)
(12) 第4章3の3行目「スクールソーシャルワーカー」の後に以下を追加 (P21) いじめの被害を受けた当事者からなる民間団体	第4章3「教職員への研修の実施」(P21)
(13) 第2章2(7)の6行目 (P7) (改訂案) 民生委員 (意見) (主任)児童委員	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章2(7)「学校と地域・家庭との連携協働体制の構築」(P7)を加筆・修正することにしました。
(14) 第2章3(3)の5行目「児童生徒」の前に以下を追加 (P8) 教育関係者や支援機関・団体、	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章3(3)「インターネット上のいじめへの対策」(P8)を加筆・修正することにしました。
(15) 第3章3(3)③「連携し」の後に以下を追加 (P17) 場合によっては、学校外の居場所、学びの場を紹介し、	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章3(3)③「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」(P17)を加筆・修正することにしました。
(16) 第2章2(3)の4行目「心理や福祉」の後に以下を追加 (P7)  や警察	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章3(3)「インターネット上のいじめへの対策」(P8)、及び第3章3(1)②「いじめの防止のための取組」(P14)を加筆・修正することにしました。
(17) 第2章3(3)の4行目「インターネット」の前に以下を追加 (P8) 警察サイバー対策係やSNS等ネット対策の専門家、	
(18) 第3章3(1)②の23行目「所轄警察署と連携し、」の後に以下を追加 (P15) サイバー対策係や	
(19) 第5章として、国立学校、私立学校、高等専門学校との連携を追加  ※内容は国の改定案を参照のこと。	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第1章4(3)「学校」(P4)を加筆・修正し、第5章(P21)として加筆することにしました。
(20) 第3章3(1)③ (P15) (改訂案) 以下の児童生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。  (意見) 以下の児童生徒本人はもとより、家庭や学校として個別に配慮が必要な児童生徒については、学校においても日常的に当該児童生徒の特性を学校全体で把握し、その特性を踏まえた適切な支援や指導を行いながらも、保護者や家庭との連携や情報交換、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。当該児童が関わる各関係機関やSC・SW、家庭とも連携し、配慮が必要な児童生徒についての情報共有を常に行う。	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章3(1)③「特に配慮が必要な児童生徒への対応」(P15)を加筆・修正することにしました。
(21) 第3章3(1)③「以下の児童生徒はもとより、」の後に以下を追加 (P15) 転入生等	

意 見	回 答
<b>5 【重大事態調査】被害児童生徒・保護者からの意見等について</b>	
<p>(1) 第2章4(2)④の【調査にあたっての留意点】に以下を追加 (P11)</p> <p>4)被害児童生徒・保護者が意見を述べ、調査に参画できているか。</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章4(2)④「事実関係を明確にする調査の実施」の中の【調査にあたっての留意点】(P11)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(2) 第2章4(2)⑤の1行目を以下のとおり修正 (P11) (改訂案) 以下の1)～6)の事項について説明する。 (意見) 以下の1)～6)について説明すると同時に、意見を求め、調査に反映させる。</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章4(2)⑤「児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供」(P11)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(3) 第2章4(2)⑤の最終行後に以下を追加 (P11) 経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行うと同時に、被害者側に意見を求め、被害者側の意向に沿って調査をすすめること。</p>	
<p>(4) 『教育委員会が調査主体となる場合』 教育委員会から⑥へ向けてある矢印を双方向とする。(P13)</p>	
<p>(5) 『教育委員会が調査主体となる場合』 ⑥の(法第28条第2項)の下に以下を追加 (P13) 児童等、保護者からの意見聴取</p>	
<p>(6) 『学校が調査主体となる場合』 県立学校から⑤へ向けてある矢印を双方向とする。(P13)</p>	
<p>(7) 『学校が調査主体となる場合』 ⑤の(法第28条第2項)の下に以下を追加 (P13) 児童等、保護者からの意見聴取</p>	
<p>(8) 第3章4(5)1行目「調査結果は」の後に以下を追加 (P20) いじめを受けた児童生徒・保護者の十分な合意を得た上で作成し、</p>	
<p>(9) 第2章4(2)⑧の「議会」の後に以下を追加 (P12) 、被害児童生徒・保護者</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章4(2)⑧「調査報告を受けた知事による再調査及び措置」(P11)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(10) 『教育委員会が調査主体となる場合』 以下のとおり修正 (P13)</p> <div data-bbox="256 1408 868 1507" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再調査組織</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童等、保護者に対する情報提供 児童等、保護者からの意見聴取</div> </div> </div>	
<p>(11) 『教育委員会が調査主体となる場合』 以下のとおり修正 (P13)</p> <div data-bbox="256 1621 868 1697" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">知 事</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童等、保護者に再調査の結果を報告</div> </div> </div>	
<p>(12) 『学校が調査主体となる場合』 以下のとおり修正 (P13)</p> <div data-bbox="256 1814 868 1890" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再調査組織</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童等、保護者に対する情報提供 児童等、保護者からの意見聴取</div> </div> </div>	
<p>(13) 『学校が調査主体となる場合』 以下のとおり修正 (P13)</p> <div data-bbox="256 2000 868 2076" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">知 事</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">児童等、保護者に再調査の結果を報告</div> </div> </div>	

意見	回答
(14) 第2章4(2)⑤のタイトルを以下のとおり修正 (P11) 児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供、及び調査への参画	ご意見の趣旨は、タイトルでなく本文に含まれているため、このままの記載とさせていただきます。
(15) 第2章4(2)⑦のタイトルを以下のとおり修正 (P11) (改訂案) 調査結果の報告 (意見) 調査結果の報告及び被害児童生徒・保護者の知事に対する意見の申し立て	
(16) 第2章4(2)⑧のタイトルを以下のとおり修正 (P11) (改訂案) 調査報告を受けた知事による再調査及び措置 (意見) 調査報告及び被害児童生徒・保護者の意見申し立て書を受けた知事による再調査及び措置	
(17) 第2章4(2)⑧1の「調査等により」を以下のとおり修正 (P11) 1) 調査及び被害者側の意見書等により、	ご意見の趣旨は、「調査等」に含まれるため、このままの記載とさせていただきます。
<b>6 【重大事態調査】調査主体について</b>	
(1) 第2章4(2)③の【県立学校における調査主体決定の考え方】2)の2行目「自死」の次に以下を追加 (P10) ・未遂	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章4(2)③「調査主体の決定」(P10)を加筆・修正することになりました。
<b>7 【重大事態調査】児童生徒が自死した場合の対応等について</b>	
(1) 第3章4(3)②<いじめを・・・留意点>の5行目「遺族の要望・意見を十分聴取するとともに」の後に以下を追加 (P19) その意向を調査に反映させるよう	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章4(3)②「いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合」の<いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点>(P19)を加筆・修正することになりました。
(2) 第3章4(3)②<いじめを・・・留意点>の「自死報道への提言を参考にする。」の後に以下を追加 (P20) ○ いじめを受けた児童生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮が強く既遂の可能性が高いことを考慮し、慎重に調査を行うこと。	
<b>8 【重大事態調査】教育委員会担当者について</b>	
(1) 第2章4(2)④に以下を追加 (P10) 教育委員会においても、当該事案に対する指揮担当職員の公平性・中立性を担保する。	ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章4(2)④「事実関係を明確にする調査の実施」(P10)を加筆・修正することになりました。
(2) 第2章4(2)⑧の4)の1行目「調査委員」の後に以下を追加 (P12) ・教育委員会担当者	

意見	回答
<b>9 その他</b>	
<p>(1) はじめにの5行目に以下を追加 (P 1)</p> <p>また、「いじめは、学校の全体の在り様が閉塞的でこどもにとって息苦しく感じられるとき、そのはけ口として弱い子どもがターゲットとなるのであって、簡単には解消しない構造がある。」ことを認識すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第3章3(4)①「組織的な体制整備」(P 18)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(2) はじめにの15行目に以下を追加 (P 1)</p> <p>ふるさと教育の観点からいうと、学校時代に辛い経験をする と、ふるさとにたいして良い思い出を持つことができないことを 肝に銘じるべきであろう。</p>	<p>ご意見としては拝聴いたしますが、基本方針の記述にはなじまないと考えます。</p>
<p>(3) 第2章2(2)の5行目「働きかけるとともに、」の後を以下のとおり修正 (P 6)</p> <p>(改訂案) <u>支援等</u>を行う</p> <p>(意見) <u>そのための支援等(財政的な補助を含む)</u>を行う</p>	<p>民間団体に対する支援のあり方については、引き続き検討してまいります。</p>
<p>(4) 第2章2(8)の1行目「状況の把握に努め、」の後に以下を追加 (P 7)</p> <p>その内容や</p>	<p>関係児童に対する教育上の配慮等の観点から、その内容を一律に公表することは適切でないと考えます。</p>
<p>(5) 第2章3(4)の7行目「その他のいじめ防止等のための」の前に以下を追加 (P 8)</p> <p>性的ないじめへの対応</p>	<p>ご意見の趣旨を基本方針に反映させるため、第2章3(4)「いじめの防止等のための施策の検証及び成果の普及」(P 8)を加筆・修正することにしました。</p>
<p>(6) 第2章4(2)①の10行目「精神性の疾患を発症した場合」の後に以下を追記 (P 9)</p> <p>・性的ないじめ(暴力)により、心身に重大な障害を負った場合</p>	<p>重大事態の定義は、曖昧な解釈を避けるため、外形基準により記述しており、その原因・要因等の因果関係には触れておりません。因果関係については、調査を通じて明らかになるものと考えています。</p>
<b>10 字句の修正</b>	
<p>(1) 第2章1(2)の4行目 (P 6)</p> <p>(改訂案) <u>組織</u>を行う</p> <p>(意見) <u>調査</u>を行う</p>	<p>ご意見のとおり修正させていただきたいと考えています。</p>
<p>(2) 第2章2(6)の1行目 (P 7)</p> <p>(改訂案) 愛情を<u>育て</u>ながら</p> <p>(意見) 愛情を<u>育み</u>ながら</p>	
<p>(3) 第2章3(1)の4行目 (P 8)</p> <p>(改訂案) 将来的に<u>社会人</u>となる</p> <p>(意見) 将来、<u>社会人</u>となる</p>	
<p>(4) 第3章3(1)①の3行目 (P 14)</p> <p>(改訂案) 未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係<u>の中</u>、</p> <p>(意見) 未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた<u>上で</u>、</p>	

意見	回答
<b>II 県の施策・事業等に関する要望</b>	
<p>1 電話相談について</p> <p>「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」では、あなたの「悩み」や「困りごと」などの相談について、専門の職員と心のかよう話し合いをする中で解決を目指します。</p> <p>フリーダイヤル0120-786719 (ヤマトク)</p> <p>専門の相談員による受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分です。夜間・休日は、警察本部当直員が対応します。と、なっているが、子供にとっていじめは平日も土日も関係なくあると思う。特に土日の対応が県警となっているが子供にとって、警察へ電話する事はハードルが高いと思う。平日の相談員を交代でもして土日にも付けられるようにならないか。</p>	<p>警察では「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」を開設していますが、教育委員会でも、以下の電話を開設し、24時間年中無休でいじめに関する通報や相談を専門の相談員が受け付けています。</p> <p>①いじめ相談テレフォン 0120-779-110(なかなかていせい)</p> <p>②24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310(なやみいおう)</p> <p>電話相談体制についてはこれまでも周知を図っているところですが、今後も引き続き、県内の公立学校等に対して、周知していきます。</p> <p>なお、基本方針には相談窓口として「いじめ相談窓口」「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」を例示していますが、「24時間子供SOSダイヤル」も追加して記載します。</p>
<p>2 重大事態の発生報告と市町村との支援体制の連携について</p> <p>市町村から県へ重大事態の報告はどのような形でされているか分からないが、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」両方に該当する事案は「不登校重大事態」として件数のみの報告ではないかと思う。</p> <p>県のいじめ防止基本方針の理念で児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要としているならば、市町村で発生した生命にかかわる事案（自死・自死企図）については県も概要を把握し必要に応じて対処、支援する必要があると思う。</p> <p>文科省のいじめ重大事態に関するガイドラインでは「必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。」となっている。</p> <p>しかし、長期化、困難化する事案においても市町村教育委員会は支援を依頼することはないのではないか。支援を依頼することの判断の全てを市町村教育委員会に委ねるのではなく一番苦しんで支援を求めている被害者の声が県教育委員会にも届くようなかたちが必要だと思う。</p>	<p>県の教育委員会と市町村の教育委員会の関係は、法律上、上下の関係ではなく、「水平・対等」の関係にあります。</p> <p>市町村との連携については、基本方針の第4章に記載しています。</p> <p>なお、今後一層市町村教育委員会と連携を深めながら市町村教育委員会が相談しやすい働きかけを行っていきます。</p>
<p>3 記録の保存について</p> <p>調査により把握した情報の記録の保存に関して県の規則はあるのか。誤って破棄されることのないように考えるべきだと思う。</p>	<p>調査記録については、県の公文書として、「島根県公文書等の管理に関する条例」「島根県教育委員会公文書の管理に関する規則」「島根県教育委員会公文書管理規程」に基づき、文書保存を行います。そのため、基本方針には調査記録の保存に関しては特段記載しておりませんが、記録文書については、これらの条例等や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って適切に管理していきます。</p>
<p>4 学校会議の構成員について</p> <p>スクールカウンセラーとして、いじめ事案の会議に参加することがありますが、学校の会議になると参加するメンバーの中で、専門家がスクールカウンセラーのみになることがあり、会議の中では教諭が多い為、発言力がないように感じてしまいます。できれば当該スクールカウンセラーだけではなく、専門家を複数呼ぶようになれば客観性が保ててよいように思います。</p> <p>現状よりも学校で、萌芽があるときに対応すること、複数対応することが徹底されると良いなと感じています。</p>	<p>学校のいじめの防止等の対策のための組織として、複数の教職員で構成すること、また必要に応じ、心理や福祉の専門家等の外部専門家などを加えることを記載しています。</p> <p>ご意見にある、学校での早期発見、早期対応、またその際の複数対応が重要であることについては、学校に対し周知をしっかりと図っていきます。</p>